

# 水戸市立第三中学校の部活動に係る活動方針

令和5年4月1日 改定

## 1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であることから、学校教育の目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。
- 全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

## 2 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休業日は3時間を上限とする。  
※準備、片付け、移動時間を含まない。（週合計11時間）
- 原則として、朝の活動は行わない。  
※特例で実施する場合、1日の活動時間の上限の範囲で実施すること。  
※例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

## 3 部活動の休養日の設定

- 学期中・長期休業中は週当たり2日以上（平日1日以上、土日曜日は1日以上）を休養日とする。  
※週末の大会等への参加により、土・日曜日に連続して活動した場合は、休日を振り替える。ただし、公式大会等において、上位大会に進出し、大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り替えることも可とする。
- 4月から10月は、平日1日（月曜）と休日1日（土、日のどちらか）を休みとする。
- 11月から3月は、平日2日（月、木）と休日1日（土、日のどちらか）を休みとする。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。  
（8月13日～8月15日、12月29日～1月3日まで）  
※ただし、この前後に設けられる閉庁日についても部活動をなしとする。  
※大会等がある場合には前後に設定する。
- 定期テスト前3日間と学診・実力テスト等の前日は、部活動を中止する。

## 4 冬季活動について

- 11月から1月までの3か月間を冬季活動期間とし、短時間で効率的な活動ができるよう学校全体で工夫する。

## 5 部活動強化日

- 生徒及び顧問が一斉に活動を開始できる日を週1日設定する。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月当たり1大会を目安とする。
- 各種コンクールは、1か月当たり1大会を目安とする。
- 各部とも月ごとの活動計画、活動実績を作成し、ホームページにアップする。
- 生徒の教育上の意味や負担を考慮し、参加する大会等を精査する。
- 熱中症事故の防止のため、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、活動を原則として行わない。

## 7 その他

- ※その他、本校部活動規定に基づき活動する。